

特定事業主行動計画実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況として、みなべ町の状況を公表します。

数値目標等

- (1) 採用時には、男性・女性の性別を問わず採用してきたが、今後も引き続き男性・女性の性別を問わず採用する。
- (2) 令和3年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績をつくる。
- (3) 男性職員の配偶者出産時の年次有給休暇の取得率を50%以上にする。
- (4) 現在、女性職員の育児休業の取得率は100%であるため、今後も100%の取得維持に努め、取得期間の延長など制度の活用を推進する。
- (5) 時間外勤務の年間平均時間を令和2年度の実績（125時間）より減少させ時間外勤務を最小限にとどめる。

実施状況

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 事務職 男性64% 女性36% | 令和 4年度 |
| (2) 0% | 令和 3年度 |
| (3) 100% | 令和 3年度 |
| (4) 一般事務職 100%、保育士 100%、保健師 100% | 令和 3年度 |
| (5) 102時間（月平均7時間） | 令和 3年度 |